

規則

役員報酬及び費用弁償に関する規則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体（以下、「法人」という。）定款第19条に基づき、法人の役員が法人の役務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

第2条（対象）

この規則の適用の対象となる法人の役員は、定款第13条による。

第3条（役務）

この規則の適用の対象となる法人の役務とは、定款に定める役員業務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として報酬及び費用弁償の対象としない。

(1) 法人の正会員として総会に参加する場合

(2) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨、告知された事業に参加する場合

第4条（報酬）

法人は、役員報酬を支給できる。なお、代表理事及び副代表理事の役職に関する役務への報酬も同様とする。ただし、弁償を受けることができる費用は、次条に定める。

2 前項の報酬等の総額（最高限度額）は、理事に対して年120万円以内とする。

3 報酬等の支給基準は、前項に定める理事の報酬等の総額の範囲内において、その職務、勤務形態等を勘案して、総会で決定するものとする。

第5条（範囲）

この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、法人の役務に従事するために要する交通費（以下、「交通費」という。）の実費に限る。

第6条（交通費）

交通費は、法人の役務に参加するために順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。

2 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を

加えた額とする。

- 3 やむを得ない事業によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

第7条（費用の請求）

費用の弁償を受けようとする者は、別に定める用紙を事務局に提出しなければならない。

第8条（前渡し）

本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

- 2 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、法人の役務終了後直ちに、別に定める用紙を事務局に提出し、精算しなければならない。

第9条（委任）

この規則に定める外、必要な細目事項は理事会において別に定める。

第10条（改正）

この規則を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

- 1 第4条第2項の規定にかかわらず、設立から3年間は報酬を当面支給しないものとする。
- 2 本規則は2017年1月18日より施行する。